

令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度長崎県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主な建設改良事業			
処理場建設改良	447,077千円	211,000千円	658,077千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額132,671千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,380千円、過年度分損益勘定留保資金37,217千円及び当年度分損益勘定留保資金76,271千円、繰越利益剰余金6,803千円」を「不足する額132,671千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,562千円、過年度分損益勘定留保資金37,217千円、当年度分損益勘定留保資金76,271千円及び繰越利益剰余金2,621千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	447,100千円	211,000千円	658,100千円
第1項 企業債	146,100千円	46,000千円	192,100千円
第2項 国庫補助金	167,000千円	119,000千円	286,000千円
第3項 負担金	134,000千円	46,000千円	180,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	579,771千円	211,000千円	790,771千円
第1項 建設改良費	447,077千円	211,000千円	658,077千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように定める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 146,100	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体 金融機構、銀行その他  (借入時期) 令和5年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利 5.0% 以内	借入時期から30年以内 (うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 192,100	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	146,100				192,100			

令和5年12月20日提出

長崎県知事 大石 賢 吾